

公益社団法人 日本薬学会細則（抜粋）

（会費）

第1条 定款に定める会費は下記のとおりであり、毎年1月末日までに所定の方式に従い、前納しなければならない。

なお、正会員にして大学（および、それに準ずる学校）あるいは大学院に在学する個人は学生会員とする。

正会員

一般会員	年額	9,500 円
学生会員	年額	6,000 円
賛助会員	年額	90,000 円（1口）以上
海外会員	年額	3,000 円